

## 平成30年度弘前市情報サービス関連産業立地促進費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市は、情報システム・クリエイティブ関連企業及びテレマーケティング関連企業の立地を促進し、関連産業の振興及び市民の雇用機会の拡大を図るため、貸しオフィス等借上げ事業又は地元従業員新規雇用事業（以下「補助事業」という。）を行う誘致企業に対し、平成30年度予算の範囲内において、弘前市情報サービス関連産業立地促進費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、弘前市補助金等交付規則（平成18年弘前市規則第57号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 誘致企業 市と立地協定を締結した企業であって市内に事業所を設立したものをいう。
  - (2) 従業員等 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に定める被保険者として雇用されている者（同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者及び同法第43条第1項に規定する日雇労働被保険者を除く。以下「一般被保険者」という。）及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第26条第1項に定める労働者派遣契約（以下「労働者派遣契約」という。）に基づき、業務に従事する者（以下「派遣社員」という。）をいう。
  - (3) 情報システム・クリエイティブ関連産業 ソフトウェア開発、映像・CG制作、設計・デザイン等に係る産業をいう。
  - (4) テレマーケティング関連産業 通信及びコンピュータを利用した集約的な顧客サービス（相談、案内、調査、受発注、管理、運用等）の提供又は顧客データの管理に係る産業をいう。
  - (5) 情報システム・クリエイティブ関連企業 情報システム・クリエイティブ関連産業を営む企業をいう。
  - (6) テレマーケティング関連企業 テレマーケティング関連産業を営む企業をいう。
  - (7) 貸しオフィス等 事業所の用に供するため賃借する建物又はその一部をいう。
  - (8) 地元従業員 市と立地協定を締結した企業に当該締結した日以後雇用された市内に住所を有する従業員等であって、3か月以上継続して雇用されているものをいう。
- (補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の全ての要件を満たす者とする。ただし、平成29年度及び平成30年度において納付すべき法人市民税、軽自動車税及び固定資産税を滞納している者を除く。

- (1) 誘致企業であること。
  - (2) 情報システム・クリエイティブ関連企業又はテレマーケティング関連企業であること。
  - (3) 市内において操業を開始した日後6か月を経過した日から6か月間以内に、地元従業員が次に掲げる人数（以下「要件人数」という。）以上となった企業であること。
    - ア 情報システム・クリエイティブ関連企業 3名
    - イ テレマーケティング関連企業 5名
- （貸しオフィス等借上げ事業に係る補助金）

第4条 貸しオフィス等借上げ事業に係る補助金の交付の対象となる経費は、補助事業者が市内に貸しオフィス等を借り上げるために要する賃料及び共益費とする。ただし、次に掲げる期間に係る経費を除く。

- (1) 操業を開始した日から起算して6か月間
- (2) 各月の初日において地元従業員が要件人数未満であった場合の当該初日の属する月
- (3) 過去に貸しオフィス等借上げ事業に係る補助金のみについて交付を受けた場合又は過去に貸しオフィス等借上げ事業に係る補助金の交付を受けた同年度以後地元従業員新規雇用事業に係る補助金の交付を受けた場合において、過去に貸しオフィス等借上げ事業に係る補助金の交付の対象となった最初の月から起算して36か月を超えた期間
- (4) 過去に地元従業員新規雇用事業に係る補助金のみについて交付を受けた場合又は過去に地元従業員新規雇用事業に係る補助金の交付を受けた翌年度以後貸しオフィス等借上げ事業に係る補助金の交付を受けた場合において、過去に地元従業員新規雇用事業に係る補助金の交付の対象となった最初の年度から起算して3か年度を超えた期間

2 貸しオフィス等借上げ事業に係る補助金の額は、前項に規定する経費の実支出額の4分の1に相当する額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）以内の額とする。

（地元従業員新規雇用事業に係る補助金）

第5条 地元従業員新規雇用事業に係る補助金の額は、次の各号に掲げる補助事業者の区分に応じ、平成31年3月31日において雇用されている地元従業員数から当該各号に定める人数を除いて得た人数に300,000円を乗じて得た額とする。

- (1) 過去に貸しオフィス等借上げ事業及び地元従業員新規雇用事業に係るいずれの補助金の交付も受けていない補助事業者 要件人数
  - (2) 過去に貸しオフィス等借上げ事業に係る補助金のみについて交付を受けた補助事業者 10人
  - (3) 過去に地元従業員新規雇用事業に係る補助金の交付を受けた補助事業者 当該補助金の算定の基礎となった人数であって直近のもの
- 2 前項第3号の規定にかかわらず、平成29年度までに地元従業員新規雇用事業に係る補助金の交付を受けた補助事業者については、当該交付の対象となった最初の年度から起算して3か年度を経過している場合は、地元従業員新規雇用事業に係る補助金は交付しない。
- 3 過去に貸しオフィス等借上げ事業に係る補助金の交付を受けた補助事業者について平成31年2月末日までに当該交付の対象となった最初の月から起算して36か月に達する場合において第1項の規定を適用するときは、同項中「平成31年3月31日」とあるのは「貸しオフィス等借上げ事業に係る補助金の交付の対象となった最初の月から起算して36か月に達した月の末日」とする。

(交付申請)

第6条 規則第3条の補助金等交付申請書は、平成30年度弘前市情報サービス関連産業立地促進費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

- 2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 会社概要及び事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 貸貸借契約書の写し（貸しオフィス等借上げ事業の場合）
- (4) 定款の写し
- (5) 法人登記事項証明書
- (6) 労働者派遣契約の内容を証する書類
- (7) 従業員等名簿に記載した者に係る公共職業安定所が発行する事業所別被保険者台帳照会の写し
- (8) 納税証明書

- 3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

(交付の条件)

第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第5条の規定により付された条件とする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ平成30年度弘前市情報サービス関連産業立地促進費補助金事業変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出して、その承認を受けること。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ平成30年度弘前市情報サービス関連産業立地促進費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出して、その承認を受けること。

（交付決定）

第8条 規則第6条の補助金等交付決定通知書は、平成30年度弘前市情報サービス関連産業立地促進費補助金交付決定通知書（様式第6号）とする。

（申請の取下げ）

第9条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げができる期日として市長が定める日は、補助金の交付決定通知書の送付を受けた日から起算して7日を経過した日とする。

（実績報告）

第10条 規則第12条の補助事業等実績報告書は、平成30年度弘前市情報サービス関連産業立地促進費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第7号）とする。

2 前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 事業実績書（様式第8号）

(2) 収支決算書（様式第9号）

(3) 領収証、受領証等支払を証明するものの写し（貸しオフィス等借上げ事業の場合）

(4) 一般被保険者を雇用したこと及び派遣社員の派遣を受けたことを証する書類の写し

(5) 地元従業員を雇用したことを証する書類の写し（地元従業員新規雇用事業の場合）

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の報告書の提出期限は、補助事業が完了した日（第7条第2号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）から起算して20日を経過した日又は平成31年4月20日のいずれか早い日とする。ただし、地元従業員新規雇用事業の場合においては、市長は別に提出期限を定めることができる。

（補助金の額の確定通知）

第11条 規則第13条の補助金等交付額確定通知書は、平成30年度弘前市情報サービス関連産業立地促進費補助金交付額確定通知書（様式第10号）とする。

（補助金の請求等）

第12条 補助金の請求は、平成30年度弘前市情報サービス関連産業立地促進費補助金請求書（様式第11号）を市長に提出して行うものとする。

2 補助金は、口座振替により交付する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成30年度の補助事業について適用する。